

第2回 立憲主義の基本原則

今回は、日本国憲法の三大原則について説明したのち、補助的原則である法治主義と法の支配について、説明します。

三大原則に関しては、人権尊重主義・国民主権主義・平和主義の意義と相互の関係について、また、補助的原則に関しては、法治主義と法の支配における法の概念の差異について、しっかりと理解してください。

1. 日本国憲法の基本原則（総論）

- ・ 憲法の目的は、国家権力を制約することにより、個人を最大限に尊重できる社会をつくり、もって、各人の幸福追求を実現することにある。
- ・ 人権尊重主義（基本的人権の尊重）、国民主権主義、平和主義の3つが、日本国憲法の三大原則である。
- ・ 補助的原則として、権力分立、法治主義、法の支配などが考えられる。

2. 人権尊重主義（基本的人権の尊重）

- ・ 基本的人権ないし人権（human rights）とは、人格的生存に不可欠な権利の総体をいう。
- ・ 人権は、原則として、人間であることにより当然に有するものであり、公権力によって不当に侵害されず、性別や身分等によって区別されることはない。
- ・ 人権は、消極的権利、積極的権利、能動的権利の3つに分けられる。そのほかに、総則的な権利や複合的な性格を有する権利がある。

3. 国民主権主義

- ・ 国家の政治のあり方を決定する権力と権威は国民にある。この国民主権主義は、個人主義の帰結であり、個人が幸福を追求するための手段である。
- ・ 主権（sovereignty）には、国家の統治権、国家の最高独立性、国政の最高決定権という3つの意味があるが、国民主権というときの「主権」とは、国政の最高決定権という意味である。

4. 平和主義

- ・ 戦争あるいはその危険性のある状態を回避しなければ、個人が幸福を追求することはできない。
- ・ 9条1項にいう「国際紛争を解決する手段」としての戦争とは、侵略戦争のみを意味するのか、自衛戦争を含めたすべての戦争を含むのか、議論が分かれている。
- ・ 9条2項にいう「前項の目的」とは、9条1項全体の指導精神を指すのか、国際紛争を解決する手段としての戦争を放棄することを指すのか、議論が分かれている。
- ・ 政府によれば、自衛隊は、9条2項で保持が禁止される「戦力」に至らない自衛のための必要最小限度の実力を保持するものである。

5. 法治主義と法の支配

- ・ 国家権力が国民を統治する際には、必ず国会で制定された法律によらなければならない（形式的法治主義）。
- ・ 国会が制定した法律といえども、その内容が憲法に抵触する場合には、それを無効としなければならない（法の支配）。

6. 立憲主義の意義と変遷

- ・ 立憲主義（constitutionalism）とは、国家の権力行使は憲法に基づいて行われなければならないとする政治原理である。
- ・ 市民革命以後の近代立憲主義においては、国家による干渉はできるだけ少ないほうがよいと考えられた。国家の役割としては、警察や防衛等の必要最小限度のみが求められ、人権は、自由権を中心に考えられていた。
- ・ 資本主義の高度化に伴い、さまざまな弊害が顕在化した。それを解消するために、国家が積極的に国民生活に関与することが求められるようになった。

基本問題（各回の講義で学んだことを確認するための問題）

- 問 2 - 1 日本国憲法の三大原理について、国民主権主義、平和主義、人権尊重主義という順番で説明がなされるのが一般的であるが、それはなぜか。また、授業担当者は、敢えて、人権尊重主義、国民主権主義、平和主義という順で説明したが、それはなぜか。
- 問 2 - 2 憲法規範の本質は何か。憲法は、国民が守るべきルールであるといえるのか。憲法は、国家が守るべきルールであるといえるのか。
- 問 2 - 3 最高裁判所は、日本国憲法 9 条の法意について、どのように考えているのか。砂川事件の最高裁判決（最大判昭和 34 年 12 月 16 日刑集 13 卷 13 号 3225 頁）を読み、関連する箇所を摘示したうえで、まとめよ。

補足説明 憲法の補助的原理について

日本国憲法の補助的原理として、権力分立、法治主義、法の支配などが考えられる。このうち、権力分立は、統治機構論の範囲であるので、ここでは扱わない。

法治主義とは、形式的意味において、国家権力が国民を統治する際には、必ず国会で制定された法律によらなければならないとする原理である。専制君主によって国家が統治されるとすれば（人の支配）、人権が十分に尊重されないおそれがある。なぜなら、権力を行使する者の恣意によって政治がなされるのであれば、個人に自由も権利もありえないからである。そこで、国家権力が国民を統治する際には、必ず国会で制定された法律によらなくてはならないという（形式的）法治主義の原理が重要となる。人権を制約するためには、人権の主体である国民自身が納得して制約に甘んずることが必要である。国民主権国家において、国民の代表機関である国会が法律を制定するということは、国民自身がその制約に納得したということと同視できるから、法律によって一定の範囲で人権が制約されるのである。したがって、形式的法治主義にいう「法」とは、国会によって制定された法律を意味する。また、行政法の基本原理の 1 つである法律による行政の原理は、基本的には同じものであると考えてもよい。

しかし、国会が制定した法律といえども、その内容が常に絶対に正しいものであるとは限らない。そこで、法律といえども、その内容が憲法に抵触する場合は無効としなけ

ればならない（違憲審査制）が、その考え方が法の支配である。すなわち、法の支配とは、専断的な国家権力の支配を排斥し、権力を法で拘束することによって、国民の権利・自由を擁護することを目的とする原理である。法の支配の内容としては、一般に、憲法の最高法規性の観念、権力によって侵されない個人の人権、法の内容及び手続の公正を要求する適正手続、権力の恣意的行使を統制する裁判所の役割に対する尊重などが挙げられている。法の支配という「法」とは、内容が合理的でなければならないという実質的要件を含むものであり、具体的には憲法を指すと考えるとわかりやすい。

今日では、法治主義の原理は、法律の内容が憲法に照らして正当性をもつものでなければならないという実質的法治主義として、法の支配の概念と収斂してきている。

なお、法の支配について法哲学の視点から分析したものとして、井上達夫『法という企て』（東京大学出版会、2003年）33-67頁がある。難しい論文であるが、より発展的な学習をしたいという学生は、ぜひ参照されたい。

次回とその次の回では、日本国憲法第3章に挙げられている個別の人権についての解説（人権各論）を行う前提として、憲法の人権論全体に共通すること（人権総論）について説明します。

憲法や人権といえども、絶対の保障というものは、ありません。その限界とは何かを考えたいので、個別の人権の問題について検討することにしましょう。

今回は、憲法と人権の限界のうち、人権の享有主体性について検討します。日本国憲法の保障する人権とは、誰に保障されるのかについて、考えることにします。

応用問題（次回の講義内容へ導入する問題）

問2-5 法学の世界において、人とは何を指すか。

問2-6 日本国憲法第3章の表題は、「国民の権利及び義務」とされている。では、国民ではなく外国人には、憲法第3章の人権は保障されるべきか。